

奈良工業高等専門学校人事委員会規程

平成16年11月11日制定

平成19年12月21日改正

平成22年 3月10日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教員の採用（非常勤講師の新規採用等を含む。）及び昇任その他人事に関し、校長が必要に応じ諮問する事項を審議するため人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 教務主事

二 一般教科及び専門各学科主任

2 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

3 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

4 委員会は、委員の4分の3以上の出席をもって成立し、出席委員の3分の2以上をもって結論を出すものとする。

5 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

6 校長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

7 委員長は、委員会の結論について、速やかに校長に報告しなければならない。

(事務)

第3条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年11月11日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校人事委員会規程（平成14年1月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月10日一部改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。